

令和3年 第6回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和3年6月15日(火)

会 場 南会津町伊南会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年6月15日(火) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町伊南会館2階 研修室

3 出席した委員

農業委員 8名

		2番	星 利信	3番	湯田 義三
		5番	平野 恒二		
7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

農地利用最適化推進委員 4名

田島第1	渡部 昭雄	田島第9	渡部 徳男	田島第10	渡部 和幸
舘岩第3	芳賀 敏				

4 欠席した委員

農業委員 3名

1番	馬場 崇裕	4番	湯田 重行	6番	塩生 隆晴
----	-------	----	-------	----	-------

農地利用最適化推進委員 3名

田島第3	星 仁	田島第4	湯田 慎也	伊南第1	森 哲男
------	-----	------	-------	------	------

5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	星 良太郎
------	-------	---------	--------	-----	-------

6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願出書について

日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第4号 現況確認証明申請について

日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

	事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今より議事に入ります。 日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条 の規定により欠席の届け出がありました農業委員は、1番、馬場崇裕委 員、4番、湯田重行委員、6番、塩生隆晴委員であります。本日の出席 委員は8名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定 による過半数に達しております。 また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席 を求めたところ、4名に出席していただいております。
議 長	続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります が、会議規則第20条第2項の規定により、2番、星利信委員、3番、湯 田義三委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署 名をお願いいたします。
議 長	日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事 務局から報告してください。
事務局	(事務局長 議案書により報告)
議 長	只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら お願いします。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可 処分の取消願出書について」を議題といたします。事件番号1から7に ついて事務局から調査結果の説明をお願いします。
事務局	事務局の八木沢です。農地法第3条の規定による許可処分の取消願出 書について説明させていただきます。願出書の申請人につきましては、 議案書3ページ、事件番号1番から7番まで、こちらをご参照いた だければと思います。願出の理由なんです。申請地については、所有 権の移動ではなく、利用権の設定など耕作権の設定により耕作すること となったためとなっております。ただし、それは表側の理由となってお りまして、これから説明する中に、個人的な情報が入ってくるので、議 案書の方はそういった形で整理させていただいております。この申請願 出に至る経緯なんです。令和3年3月23日に農地法第3条の許可申 請書が農業委員会に提出されております。内容的には、贈与による所有 権移転ということでございます。分家から本家に農地を贈与するような

形で申請が出ております。令和3年4月15日第4回の農業委員会の総会で案件を審議いたしまして、許可が承認されております。翌日、令和3年4月16日、許可指令書、南会津町指令農委第83号というもので発行しております。16日にこの指令書を送付いたしました。令和3年4月19日、月曜日、午前9時ごろだったと思います。譲渡人より、事務局のほうに電話がありました。内容なんですが、1つは、申請書に記載の許可あり次第贈与し引き渡します。この文言について、私は言った覚えはない。貸すことについては、了承しているが、先祖代々の土地を私の代で無償で譲り渡すことはしない。そういったことがありました。もう一つが、申請書の住所、氏名の文字、記入された文字は、自分の筆跡ではない。これが2点目です。3点目、***地区なんですが、耕地整理事業の話がありまして、そのために譲受人に印鑑を渡しました。それを違うことに使われたんだと。そういう風な形で話がありました。この3点の話がありまして、電話を終了した後、確認の為に事務局から譲受人のほうに電話をさせていただきました。譲受人からの話、これは所有者からの申し出でありますので私自身も大変重く受け止めて、どうしたことなんですかということで話をさせていただきました。その際に、譲受人のほうから何点か話がありました。その内容ですが、譲渡人は、痴呆を患っており、状態のいい時、悪い時があるんだとということが1つ。2つ目は、痴呆症があるものですから、譲渡人の息子さん、◆◆◆さんというふうにお伺いしたんですが、息子さんと話を進めまして農地法第3条の申請をしたんだと。それと3点目、農地法第3条の所有権移転の申請は、***地区で行われる耕地整理事業。こちらに合わせたもので、無償で贈与していただく代わりに、毎年お米を送ってあげるような約束の内容で贈与を受けるということで話をしたそうです。4点目、この内容につきましては、譲渡人にも説明はしてあるんですということでした。ここまで聞きまして、一旦電話を終了させていただきました。翌日になりますが、4月20日、火曜日になりますが、譲渡人が、申請書をお持ちいただいて、申請内容につきまして、南会津地方振興局の中にある県政相談室に向かわれまして、県政相談室でも農業委員会の案件ということで、どのように話したらよいのでしょうかと県政相談室のほうから問い合わせ、連絡がありました。事務局からは、譲受人から聞きました譲受人が痴呆を患っておるとということと、譲受人は、息子さんと話しを進めて今回の申請をして許可が出ているということを伝えさせていただきました。そこまで話をしまして、一旦電話を切らしていただきました。その後、県政相談室から再度、電話がありまして、県政相談室の方で、一度息子さんとよく相談されるようにと話したそうです。息子さんのことを出しましたところ、満面の笑みを出しまして、わかりました、息子に聞いてみますと帰られたということで電話がありました。その電話を受けた10分程度後だったと思いますが、農業委員会の窓口のほうに男性連れ、◎◎◎◎さんとメモには書いてありました。男性連れで事務局の窓口に来られました。その際におっしゃられたことは、1つは電話と一緒になんですが、申請書に記載の許可あり次第贈与し引き渡します。この文言は、私は言ってないです。貸すことは了承しています

が、無償で譲り渡すことなんかはしませんよということが1つ。申請書の住所、氏名、こちらの文字は自分の文字ではないということ。それと3番目、耕地整理の話がありまして、その時に、譲受人に印鑑を渡しましたと。それを違うことに使用されたんだと。その3点が電話と同じなんですが、話がありました。県政相談室から、息子と相談してみます。聞いてみます。というようなことで帰られたと聞いていましたので、ちょっとおかしいなと思い、事務局の方で改めて今回の件は、譲受人が息子さんと相談されて決めたと聞いていますので、息子さんとよく話されて確認してみてください。ということをお伝えしました。そう言ったところ、満面の笑みで、息子に聞いてみます。決めましたと。息子の言うとおりにしますから。そういったことをおっしゃられて一旦家のほうへ帰られました。そこから、およそ一週間たちまして、4月26日、月曜日になりますが、譲渡人から電話がございまして、何点か話がありました。1つ目は、農業委員会から通知が届きました。2つ目は、最初の話と同じになってしまうんですが、申請書に記載の許可あり次第贈与し引き渡しますということは、私は言っていない。貸すことは了承しているけども、土地を無償で譲り渡すことはしませんよ。それが2つ目。3つ目、申請書の住所、氏名の文字は自分の筆跡ではないです。4つ目、同じなんですが、耕地整理の話がありまして、そのために譲受人に印鑑を渡しました。それを違うことに使われたんだと。最初にいただいた電話とまったく同じ内容の話が電話でございました。話が最初に戻ってしまったものですから、事務局の方から2つだけ質問させていただきました。1つ目は、譲受人と話はしたのかということだったんですが、これに対しては、譲受人からは電話はない。譲受人に電話しても出ないんだと。いつも出ないようにしてるに違いない。私を避けているんだと。そのような説明がございました。2つ目、息子さんと話しましたか。という問いをしたんですが、そのことについては話をしていないと。これから電話して息子に聞いてみます。ということで電話を切られました。そこから、時間、時刻を記録してなかったものですから正確な時間が分かりませんが、2、3分後だと思います。電話切ってからすぐにきてびっくりしたんですが、譲渡人から着信ありまして、息子も無償で贈与するとは言っていないです。許可は無効なので取り消してほしいという旨の話がございました。事務局からは、譲受人は、何度か電話してますと。電話を掛けても出ないと言っていました。譲受人は、何度か電話してはいますが、逆に出てもらえなかったんだと。出てもらった時に説明したんだけど全然聞いてもらえなかったんだという話を伺っておりました。電話の中で、許可を取り消してほしいという話だったので、事務局からは、電話では許可の取り消しをすることはできませんので、それを取り消すためには、申請者2人の連名の「許可取消申出」こちらが必要であるという旨を説明させていただきました。ここで一旦電話を切りまして、譲受人の方に今の内容につきまして連絡をしております。その後、譲受人が、何度か譲渡人の元、***なんです。そちらを訪れまして、今回の申請書に記名をいただいて提出していただいたというような経過になっております。取消願いの提出と合わせまして、許可書の方は、2通とも

事務局のほうに返却されております。事務局の所感なんですが、説明が通じない譲渡人のそういった状態を考慮しますと、許可を取り消すことはやむ負えないのかなと判断されました。許可の取り消しが相当って言いますか、適当だと思われますので、審議を願います。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

3 番

(湯田義三) この譲渡人の●●●●さんと譲受人の○○○○さん、年を教えてくださいいいですか。

事務局

(事務局長補佐) 譲渡人が、77 歳。譲受人が 59 歳です。

3 番

(湯田義三) まだ若いんだ。

事務局

(事務局長補佐) 若いです。最初電話いただいた時には、大変しっかりしていらっしゃるイメージを受けたんですが、話しが、連絡いただくとゼロからのスタートになってしまうので、事務局としてもやっぱりおかしいなと感じました。

議 長

私も。取消願が出たのは、今回初めてだと思うんだけど。普通だったら、総会で決まったものだからもう取消、覆すことはできないよ。ってことだから、我々は知ってんだけど。願出を出すっていうことは、連名で出せば大丈夫だってことなの。

事務局

(事務局長補佐) こういった申請、南会津町ではないんですが、他の農業委員会の議事録とか見ますと結構頻繁に行われておりまして、例えば、売買をするにあたって、口約束で最初、金額を取り交わすんですけども、それと違った金額しか渡されなかったということで取り消したいとか、渡したんだけど耕作してないから、このままでは荒れてしまうから取り消してくださいとか、そういった形で出ているところもありました。

議 長

農業委員会のほうが絶対的な権限があるんだけど。南会津町では初めてかな。どうなんだろうね、この辺は。事前の打ち合わせっていうか、両者の協議が悪かったんだと思うけど。

事務局

(事務局長補佐) ワンクッション、息子さんに生前贈与されてからのほうが良かったんじゃないかなと思ったんですけども。話を聞いて。

議 長

それから他に、恒二さんないかな。

5 番	(平野恒二) この時の3月の担当は誰だったんでしょうか。確認の担当。その意見、おられればちょっとお伺いしたいんですが。事務局は、前の案件の担当と相談されましたか。状況を聞きましたか。
事務局	(事務局長補佐) 相談っていうのは？そこまでの状況はわかりません。適当だということなので審議いただいております。
5 番	(平野恒二) ここにおられませんか。当時3月の担当。
事務局	(事務局長補佐) ♦♦♦♦さんになるんですが、今回はこの場にはいません。
議 長	担当、◎◎◎◎君だったのかな。
事務局	(事務局長補佐) ♦♦♦♦さんです。
5 番	(平野恒二) 双方から取り下げの申請が出たということで納得します。異議ありません。
議 長	皆さんの方から何かありませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1から7について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1から7については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号1及び2について、地区担当調査員の田島第9区、渡部徳男推進委員から調査結果の報告お願いいたします。
田島 9	(渡部徳男) 推進委員の渡部徳男です。今の案件1、2について説明いたします。6月6日に譲受人の●●●●さんに会いまして話を伺ってきました。なお、譲渡人の○○○○さんは、△△△△で会えなかったものですから。●●●●さんが○○○○さんの妹さんを奥さんにしていただきますので、間違いないというということで話は聞いてきました。1番目の面積要件なんですけど、本人は約□□□□a 持っていますので、30a の下限面積はクリアします。従事日数なんですけど、年間150日やるっていう予定で問題はありませんでした。3点目の地域との調和なんですけど、譲

受地は、周囲もソバ畑やってまして、本人もそばを作りたいってことで、周囲にはマッチしてると思います。4点目の耕作する機械等なんですけども、トラクターとか耕運機とか持ってますんで大丈夫とのことでした。なお、●●●●も高齢なもんですから、本当に大丈夫かと聞きましたら、跡取りもいるもんですから何とかやっていくんで大丈夫です。とのことでしたので、審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

はい、ご苦勞様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1及び2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1及び2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第10区、渡部和幸推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 10

(渡部和幸) 推進委員の渡部和幸です。3番の案件について説明いたします。●●●●さん、この人は◇◇◇◇を長くやっでご存じの方も多いいんじゃないかと思うんですが、***字***に一人で住んでいます。●●●●さんは、痴呆を患って話してももうだめだっということで息子の❖❖❖❖さん、長男で家に居るもんですから、その人が私の家に来まして、色々説明してくれました。父親では無理だから私にしてくださいということで受けました。譲受人なんですけども、〇〇〇〇さん。***字***の◆◆◆っていう所の奥さんであります。旦那さんが3、4年前に亡くなりまして、奥さんが◆◆◆を切り盛りしているという状況であります。この田んぼなんですけども、実は私が借りて耕作しております。●●●●さんと◆◆◆の皆さんの仲は、私はどういう関係か込み入ったことはわかりませんが、無償で〇〇〇〇さんに贈与することになります。今後、私が耕作してるもんですから、維持管理は大丈夫かなという風な案件ですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

はい、どうもご苦勞様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定すること にご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号3について、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
議 長	次に、事件番号4から6を議題といたします。地区担当調査員の舘岩 第3区、芳賀敏推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
舘岩 3	(芳賀敏) 案件4、5、6の説明をいたします。譲渡人が、●●●●さん。この人は、元々○○○○さんの家の近くだったんですけど、*** のほうにお嫁さんに行って、もう作れないから無償で譲り渡したいとい うことです。これは電話で確認いたしましたので大丈夫です。譲受人は、 ○○○○さん。○○○○さんには現地を確認しながら行ったんですけど、 お父さんと会いまして、お父さんと確認をしてきました。そういうこと で引き受けたということなので。案件の1点目は、下限面積ですが、 30a で譲受人の田んぼと畑合計で□□□□㎡を持っております。2点目 の必要な農作業従事は、家族合計で300日はできるということです。3 点目、地域との調和要件ですが、申請地は蔬菜を作る計画ですので、申 請地周辺の農地に影響を与えることはないと思われます。4点目は、ト ラクター2台とユンボ、ローダーとかなり機械を持っておりますので、 そんなに心配はないと思われますので、審議のほどよろしく願いいた します。
議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
5 番	(平野恒二) 1点良いですか。これ3筆とも農振農用地区域内となっ ておりますが、それは確かですか。
舘岩 3	(芳賀敏) はい。
事務局	(事務局長補佐) はい。
5 番	(平野恒二) わかりました。
議 長	他にございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) それでは、質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号4から6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号4から6については、原案のとおり決定いたしました 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(事務局長補佐) それでは、委員の方から調査結果お預かりしていますので報告をさせていただきます。6月7日に調査を行ったとのことでございました。申請理由なんですが、譲受人、現在使用しております駐車場が業績拡大に伴いまして手狭になったとのことで、安全の確保に支障があるということで駐車場を増設するような計画となったとのことです。申請地は、現在使用している駐車場の西側に隣接してまして、既存施設を拡張した一体利用が可能になるものですから、利便性が良いということで最適であると判断し用地として選定したということでした。次に、農地法の転用の基準の各項目の調査結果についてでございますけれども、立地基準、農地の区分になりますが、申請地は、***と***・***こちらの地区の10haを超えるような農地の団地に属するような農地に属するようなものと考えられますので、農地の区分としては、第1種農地と判断しております。第1種農地ですので一部の例外を除きまして転用の許可はされないということになっております。申請地は、現在、譲受人が利用しています□□□□㎡の駐車場施設、こちらを拡張するため、転用するということでございます。農地を含めました事業計画、こちらの面積の合計を計算しますと□□□□㎡となるようですが、□□□□㎡の2分の1以内に収まっておりますので、既存施設の拡張事業ということが該当します。既存施設拡張事業につきましては、第1種農地でも例外として転用の許可が可能ということでございます。 次に、一般基準の状況でございますけれども、転用に必要な資力があるかどうかですが、申請書に添付されていた通帳の写し、こちらを確認したそうですが、事業費の△△△△円を上回る残額が確認できておりますので問題はなかったとのことでした。2点目、転用行為の妨げとなるような権利を有する者の同意を得ているかとなりますけれども、登記簿を確認したところ、抵当権などの設定はございませんでしたので特に問題はなかったということでした。3点目、許可後すぐに申請、転用事業に掛かるかということにつきましては、事務の運営上、安全確保に問題がある、駐車場が手狭ということで、許可後すぐに転用事業を遂行する

ということが見込まれるとのことでございました。4点目、他の法令の許認可の見込みがあるかということですが、他の法令の該当がないということで問題はないということでした。転用面積の妥当性ということでございますけども、譲受人、◆◆◆でございますので、トラック、ダンプ、沢山保有してましてその駐車場用地として□□□□㎡拡張することにつきましては、決して過大な面積ではないということでした。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与えることはないかということでございますけれども、西側と北側は、コンクリート擁壁が設置してございまして、土砂の流出することはないとのことでした。東側については、傾斜をつけて防止をするんだという計画でございました。取水と排水は利用しない、発生しないので問題はないということでもございました。周辺に農地がありませんので、農地の分断だとか日照の関係につきましても問題がありませんでしたので調査をしました結果、許可が相当であるということでしたので審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。ありませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 1

(渡部昭雄) 6月11日に譲受人の〇〇〇〇さんに電話で確認をいたしました。譲渡人は、●●●●さん、80歳ですが、***に住んでおります。譲受人は***で◆◆◆を経営しております。申請の理由といたしましては、◆◆◆のお客さんから、どこかいい土地はないかと相談を受け、***区域内を探していたんですが、町の中心に近いこともありまして、利便性も非常に高いことで、お客さんもここなら納得いたしますということで決まりました。ここは***地域内ですので周りには農地はございません。ですから農業には影響ございませんので審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

本案に対してご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 1	(渡部昭雄) 譲渡人は、●●●●さん、70歳です。***の***に住んでおられます。譲受人は、○○○○さん、◆◆◆を営んでおります。場所は、▼▼▼▼の隣にある土地になるんですが、地目は田んぼになっていますが、今は何も耕作されておられません。ただ草刈はやっておりますので綺麗になっています。面積が□□□□㎡です。こちらは農用地区域外ということで、農業には影響はございません。周りはほとんど宅地になっております。申請の理由といたしましては、▼▼▼▼の隣に◆◆◆◆、営業しておるんですが、駐車場が非常に狭いということで回りの方に迷惑をかけていることから、今回、申請のあった土地を購入して駐車場にしたいということでございます。周りには、農地は全然ございませんから、農業には問題ないと思われれます。以上です。
議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号4及び5を議題といたします。地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(事務局長補佐) 委員の方から調査結果お預かりしておりますので報告をさせていただきます。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりとなりますので、議案書をご確認いただければと思います。調

査ですが、6月7日に調査を行ったとのことでした。調査した内容は、農地法の許可の要件となります。申請理由ですけれども、◆◆◆を営んでいます譲受人のところに、宅地を造成して分譲してほしいという依頼がきていたことから、それを具体化する計画になったそうです。申請地につきましては、***地内の閑静な住宅街といいますか、住宅地内に存在しまして、***や保育所であるとか、小学校、高等学校という公共施設に近いということもあって利便性も高く、住宅地として閑静であるということで最適であると判断しまして、分譲用地として選定したとのことでした。次に、転用に関する基準の各項目の調査結果につきまして、報告させていただきます。立地基準、農地の区分でございすけれども、申請地は、住宅や事業用施設、公共用施設、公益的施設とかそういった施設が、おおむね50m以内の距離で繋がっておりまして、その繋がっている中に存在する農地だっていうこともありまして、第3種農地という扱いになります。第3種農地でありますので、転用は許可になる場所になります。次に、一般基準の状況でございすけれども、申請書に添付されていましたが通帳の写しを確認したそうですが、事業費の△△△△円を上回る残額が確認できたので問題はありませんでした。ということでした。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということでございすけれども、登記簿には、抵当権などの設定はございませんでしたので問題はなかったとのことでした。3点目、許可後すぐに転用事業に掛かるかということでございすけれども、お客様からのオーダーを抱えているので、許可後すぐに事業遂行することが見込まれるとのことでした。他の法令の許認可の見込みがあるかということですが、こちらは、問題はないとのことでございます。5点目、転用の面積が妥当であるかということですが、2区画分の宅地の分譲用地□□□□㎡ですので、おおむね□□□□坪程度の2つの分譲用地としては、特に過大ではないでしょうとのことでした。6点目、周辺の営農条件に影響を与える恐れはないかということでございすけれども、敷地は、砂利を用いて造成しまして、周囲に流出しないように、雨水などは流出しないようにする計画でございます。排水につきましては、浄化槽を設置しまして排水溝へ接続しまして、排水する計画となっております。上水は町の上水道を引き込みまして、利用するような計画になっております。周辺に農地もありませんので、農地の分断もありませんし、日照についても問題ありませんとのことでした。以上、調査をした結果、許可が相当であるということでしたので審議をお願いいたします

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号4及び5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号4及び5については、原案のとおりとおり決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第7「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題とします。事件番号1から6について、地区担当調査員の伊南第1区、森哲男推進委員が欠席ですので事務局からお願いいたします。
事務局	(事務局長補佐) 委員の方から、このまま報告してくださいということで、FAXの原稿をいただきましたので、代読させていただく形で報告させていただきます。 6月12日電話で聞き取り調査をしました。その後、立ち入り許可を得て現地調査をしたとのことです。調査内容は、現況確認証明の許可の条件についてです。1点目、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に戻すのが著しく困難な土地であることということでございますけれども、申請地は、***南側に隣接している里山、***付近の山の中に位置する農地でございます。昭和40年ごろまでは水田として、その後は、植林の為杉の苗畑として利用されていたと。昭和60年ごろから、植林を行わなくなったので、そのまま苗畑が山林化し、現在に至ってるということでございます。申請地までは、現在舗装されている林道わきに入りまして、急峻な獣道のような坂道を上がって、農地まで行くような状態があります。そのような状態ですので、重機等の乗り入れが困難なため、農地の復旧は極めて困難な状況だという風に考えられますとのことです。 2点目、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局で農地転用の指摘をしたかどうかを確認しましたが、そういった形跡はございませんでした。 3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、事務局でこちらも確認しましたが、農用地区域内の土地ではありませんでした。4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点ですけれども、特に書類上に20年以上たっているような書類が申請書についてこなかったものですから、委員が現地に行きまして、胸高の輪径、輪尺を使って計測をしたそうです。その結果、30cmから50cmぐらいの杉の確認ができたそうです。一般的な杉の成長速度の目安がございまして、だいたい20年で15cmから20cm程度ということでございまして、そこからすると20年度以上農地として利用されているということはない。確定的であると委員は推察したとのことでございます。以上によりまして、証明が相当であると判断されますので審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長	はい、ご苦勞様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1から6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1から6については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて、事件番号7を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 1	(渡部昭雄) 6月11日、現地に行って状況を確認してきました。申請人は、●●●●さん、***に住んでおられます。この状況を見ますと資料の6をご覧ください。地図と場所と、それから現状の写真3枚ほど載っております。この写真と実際に現場に行って比較したんですが、この写真よりももっとひどい状態です。周りも今回申請があった場所以外も山林化されておまして、ここだけじゃございません。いつ頃からだかちょっと推定ができないんです。樹木の大きさから考えますと、50年以上はたっていると考えました。これを農地に戻すということは、非常に労力もかかるということで、もう山林化してるので農地から除外してもいいんじゃないかと判断しました。以上です。
議 長	はい、ご苦勞様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号7について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号7について、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号8を議題といたします。地区担当調査員の田島第3区、星仁推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局

(事務局長補佐) 委員の方から報告書を預かっておりますので報告をさせていただきます。6月7日に▼▼▼▼、〇〇〇〇さんに現地を案内していただきながら調査をしたとのことでした。調査をした内容でございますけれども、申請人は、●●●●となっておりますが、●●●●の農地の地目を確認したのが〇〇〇〇だったものですから〇〇〇〇に聞き取りをしたとのことでした。1点目なのですが、山林、原野化あるいは宅地化しまして、農地の復旧が著しく困難な土地であるということでございますけれども、申請地は、◇◇◇◇、***にございまして、◇◇◇◇の南東側に隣接するような位置にございます。申請地は、長年耕作されていなかったもので、相続した時点で山林化しておりまして、農地ではないという認識があったそうでございます。そのために、平成9年に▼▼▼▼敷地として貸与したとのことでした。今般、▼▼▼▼の〇〇〇〇さんが、土地の地目を確認したところ、申請地が農地ということが判明したので、土地地目変更登記の為に、非農地の証明を求めたというものでございます。申請地は、ピタッと合わせる図面がございまして、いろいろ作って見たんですが、実際現場に行ってみると形が違うなあと思いながら私も見てはきたんですが、申請地に至る道路と▼▼▼▼、こちらの境界上に位置しまして、一部が▼▼▼▼に使われていて、一部は道路の境界になっているような状態でありました。その申請地の境界付近に、直径40cmくらいに成長しました木が生えておりまして、周辺農地も含めまして山林化が進んでいるような状態でございました。山林化が進んでおりますので、大変営農条件も悪く仮に農地に復旧しましても、その要した経費、掛かった経費を回収できる見込みはないだろうと。そういった点から農地へ復旧することは、経済を含めて困難だろうと委員は感じたそうです。2点目、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、行政の方から申請地が過去に農地転用の許可を得たとか、無断転用の状態を指摘したとか、そういった農地ではないと言っております。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、農用地区域内ではないことを確認しております。最後になりますけど4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点ですけれども、こちらは、平成9年から▼▼▼▼として使ってますので、その状態が現在まできてるということで、20年以上農地として利用されていないことは、周辺に存在している樹木の直径40cmにもなっていますから、20年以上農地として利用されていないことは、納得できるような内容だったという委員からの報告でした。以上、調査をしました結果、証明が相当であるとの報告でありますので審議をお願いいたします。

議長

はい、説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

本案に対してご質疑ございませんか。

- 7 番 (渡部一男) この所だと思うんだけど、道路を含んだところまで砂利とかが入って、道路として利用できなくなっている状態があるっていうんで、前にも▼▼▼▼が農地転用しないでそのまま使っていたという話があって、○○○○さんが農業委員会にきて、県の方から指摘があったと思うんだけど、この場所かな。道路の確保だけは、キチンとして本人にも納得させて、ここは道路ですよと言っておかないと、後で全部砂利置き場になってしまうから。その辺が一番心配した点なんです。
- 事務局 (事務局長補佐) 逆に質問する形になってしまうんですけど、私も現地のほうへ行ってきたんですが、特に道路が通れないっていう状況はなかったんですけども、施設のどっかが道路になっている部分があるんですか。◇◇◇◇から奥の方まで支障なく道路はあったというか、車通れたんですが。
- 7 番 (渡部一男) その辺を▼▼▼▼さんの方にも理解していただかないと、これは道路じゃないですよって言われると困るんで。その辺は、多分指摘があったと思うんだけど。農業委員会にも結局こういう問題が出ちゃうんで。はっきりその辺は区切っておかないと、いずれまた同じくなくなっちゃう。利用されてそのままになって、道路が分からなくなってしまう。そういう状態になると思うんです。
- 議 長 車が通れない状況になっている？
- 7 番 (渡部一男) 今は通れます。
- 事務局 (事務局長補佐) 来るときはずうっと奥のほうまで。
- 議 長 今後っていうことで。
- 7 番 (渡部一男) そういう状態にしとかなないと。今までは、砂利がいっぱいあって利用していた。だから道路がどこにあるかわからなくなるから。
- 10 番 (室井文一) 写真も載っているけど、これはどういう意味で載せているんですか。
- 事務局 (事務局長補佐) 境界部分にある付近、あとは▼▼▼▼になってしまうんで。
- 議 長 これから、管理の方もよろしくお願いしますということで。
- 5 番 (平野恒二) 非農地の理由、後段のほうに理由書いてあるんですが、平成9年から▼▼▼▼に貸してる、貸与してる。こういうことですよ。現在の課税状況はいかがですか。

事務局	(事務局長補佐) 課税状況ですか。特に確認はしてないんですが。
5 番	(平野恒二) 議長。事務局は確認してないってことなんですが、前の* *地区かどっかでやったときは、事務局の方から課税状況は何々です と説明はあるんですが、その辺は統一してもらいたい。確認してくださ い。課税状況。
	(休 議 午後 2 時 3 8 分)
	(再 開 午後 2 時 4 4 分)
議 長	会議を再開いたします。補佐お願いします。
事務局	(事務局長補佐) 課税地目は山林ということになっておりました。課税 地目は山林です。
議 長	よろしいですか。
5 番	(平野恒二) わかりました。
議 長	他に質問はありませんか。よろしいですか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 8 について、原案のとおり決定すること にご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 8 については、原案のとおり決定いたしま した
議 長	次に、事件番号 9 を議題といたします。地区担当調査員の田島第 3 区、 星仁推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局長補佐) 委員の方から調査結果をお預かりしていますので報告 させていただきます。6 月 7 日に先ほどと一緒になんですが、▼▼▼▼の ○○○○さんに、現地を案内していただいて調査したとのことござい ました。調査した内容でございますけれども、現況確認証明の許可の条 件についてということでした。1 点目、山林、原野化、住宅化しまして、 農地に復旧することが著しく困難な土地であることでございますけれど も、申請地は、先ほどと一緒になんですが、◇◇◇◇の南東部に位置して おります。申請地は、昭和 34 年の伊勢湾台風により流出した、***の ***地区の水田復旧のために客土や土砂の採取地として利用されたた いということでした。その後、利用されなくなり、荒廃、山林化して現在に

至るという状況でした。荒廃し山林化していたことに加えまして、登記地目も確認しなかったということで、農地とは思わないで申請人自身が経営する▼▼▼▼敷地として、平成9年から貸与し、現在に至っているということでございました。今般、▼▼▼▼さんの方で登記地目を確認しましたところ、農地であるということが判明したので、地目変更登記の為に非農地の証明を求めたとのことでした。▼▼▼▼を廃止して、農地に復旧するということになりますと、会社の経営に与える影響が甚大でありまして、農地へ復旧するということは現実的ではないと、極めて困難であるということで判断したとのことでした。2点目、農地転用の許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局で確認したところ、申請地は、過去に農地転用の許可を受けた経緯とか、無断転用の状態を指摘したとか、そういった経過は見られませんでした。3点目、農用地区域内の農地ではないことですが、申請地は、農用地区域内の農地ではありませんでした。最後4点目になりますが、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点でございますけれども、具体的な非農地化を示すような書類の提示はございませんでしたが、申請地は、昭和34年の伊勢湾台風から現在まで約50年間にわたりまして、農地として使われないということは、申請地内に存在する樹木の生長状況、40cm以上を超えているようなものもあるということで、納得できる内容であったとのことでした。以上調査した結果、証明が相当であるとの報告ですので審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

5 番

(平野恒二) はい、これ、先ほどの8番の例と同じく、課税状況はいかがですか。

事務局

(事務局長補佐) 畑でした。

5 番

(平野恒二) 畑？

議 長

よろしいですか。

5 番

(平野恒二) はい。

議 長

ほかに質問ございませんか。よろしいですか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号9について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認め、事件番号9について、は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第4号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。
事務局	事務局の星です。私の方から議案第5号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。こちらについて、修正、訂正がございますので、別紙、利用権設定内訳表6月号分の訂正版という一枚の書類があるんですけども、こちらに差替えをお願いいたします。利用権設定内訳6月分訂正版をご覧ください。筆数、面積を再設定、新規の順で説明申し上げます。再設定ですが、田が20筆□□□□㎡、畑が6筆□□□□㎡でした。新規につきましては、田が24筆、□□□□㎡、畑は0筆となっております。再設定と新規合わせまして、田が44筆□□□□㎡、畑が6筆□□□□㎡となりまして、合計が、50筆□□□□㎡となります。14ページをご覧ください。14ページから利用権設定の一覧になります。先ほどの訂正に関連いたしまして、こちらも訂正がございます。15ページの番号23番、***のところになるんですけども、こちらにつきましては、当初、利用権設定の届出がありましたが、後日、農地中間管理事業を利用することになったと連絡ありましたので、こちらにつきましては取消とさせていただきます。訂正をお願いいたします。左側の番号1番から15ページの34番までが、基盤法によります個人間での利用権設定でございます。35番から16ページの51番までが農地中間管理事業による利用権設定となります。また、農地中間管理機構につきましては、集積計画一括方式ですので、機構から耕作者への貸付分につきましては、議案書17ページとなっております。使用貸借権の設定につきましては、***地域の***地区、***地域の***地区に設定がございますが、こちらにつきましては、農地を荒らさないで管理してもらえらると、貸付人の意向によるものです。以上で説明を終わります。
議 長	はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	43番、●●●●の「●」、これ、間違っている。「●」という字。
事務局	（星主査）申し訳ございません。
議 長	質問ございませんか、皆さんから。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第5号の審議を終了いたします。 総会に付議されました議事案件は全て終了いたしました。
議 長	次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。
事務局	(事務局長 業務日程について説明)
議 長	はい、ありがとうございました。局長の方から今、説明ありましたけれども、皆さんの方から何かありましたら。よろしいですか。 (推進委員より話あり)
議 長	他にございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) ないようなので、その他に入ります。皆さんの方から何かありましたらお願いします。何かございませんか。
事務局	(事務局長 農地利用最適化推進委員の欠員について)
議 長	ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。
職務代理	令和3年第6回南会津町農業委員会総会を、これを持ちまして終了いたします。

閉会 午後3時01分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

2 番

3 番